

2010年2月15日

財務省国際局 局長 中尾武彦様
国際協力銀行 経営責任者 渡辺博史様

国際協力銀行の地球環境保全に関する新業務において環境・社会リスクの高い案件を投融資対象から除外すること等を求める要望書

2009年12月、政府は気候変動対策に取り組む途上国に対して、今後3年間で官民合わせて1兆7500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」¹を発表しました。また、「鳩山イニシアティブ」の実施に向け、日本政策金融公庫の国際部門である国際協力銀行（JBIC）の業務に、地球温暖化等の地球環境保全のための海外における事業促進を目的とするものを追加することとし、「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案」を2月9日に国会に提出しました。

しかし、気候変動対策として実施される事業の中には、大規模水力発電事業、原子力発電関連事業、大規模な土地利用変化を伴う産業植林事業及びバイオ燃料事業のように、環境社会配慮策を十分に講じても環境・社会リスクの高い事業が少なくありません。一方で、限られた資金を有効に活用するためには、地球環境保全効果が高く、持続可能性の高い案件に資金を集中させる必要があります。

従って、本改正案によって追加される新業務「地球環境保全のための海外における事業促進を目的とするもの」の運用にあたっては、大規模水力発電事業、原子力発電関連事業、大規模な土地利用変化を伴う産業植林事業及びバイオ燃料事業、二酸化炭素回収・貯留（CCS）等、環境・社会リスクが高い案件をあらかじめ支援対象から除外すべきだと考えます（別添参照）。

むしろ、既存施設の省エネおよびエネルギー効率の改善、エネルギーの需要削減のための制度設計、地域分散型エネルギーである風力発電、小規模水力発電、太陽光発電・太陽熱利用、小規模バイオマス資源の熱利用等のセクターを積極的に支援すべきです。

また、気候変動対策として優遇支援する場合には、土地利用転換による排出も含めたライフサイクルアセスメント（LCA）に基づく温室効果ガス削減効果等、根拠となるデータを明確に示すことが必要です。

¹ 途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/091216hatoyamainitiative.pdf>

なお、新業務の運用方針策定に際しては、JBICの環境社会配慮ガイドライン改訂時²と同様に、パブリック・コンサルテーションやパブリック・コメントを通じて広く意見を収集し、それらを通じて出された意見を適切に反映するプロセスを確保することを求めます。

添付資料：支援対象から除外すべき環境・社会リスクが高い案件

賛同団体：

エコロ・ジャパン

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

関西フィリピン人権情報アクションセンター

グリーン・アクション

グリーンピース・ジャパン

原子力資料情報室

国際環境 NGO FoE Japan

先住民族の10年市民連絡会

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン

本件に関する連絡先：

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 担当：田辺有輝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

Tel: 03-3556-7325 Fax: 03-3556-7328

Email: tanabe@jacses.org URL: <http://www.jacses.org/>

² JBIC 環境ガイドライン改訂プロセス概要

<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/business/index.html>